

介護保険料の決めかた

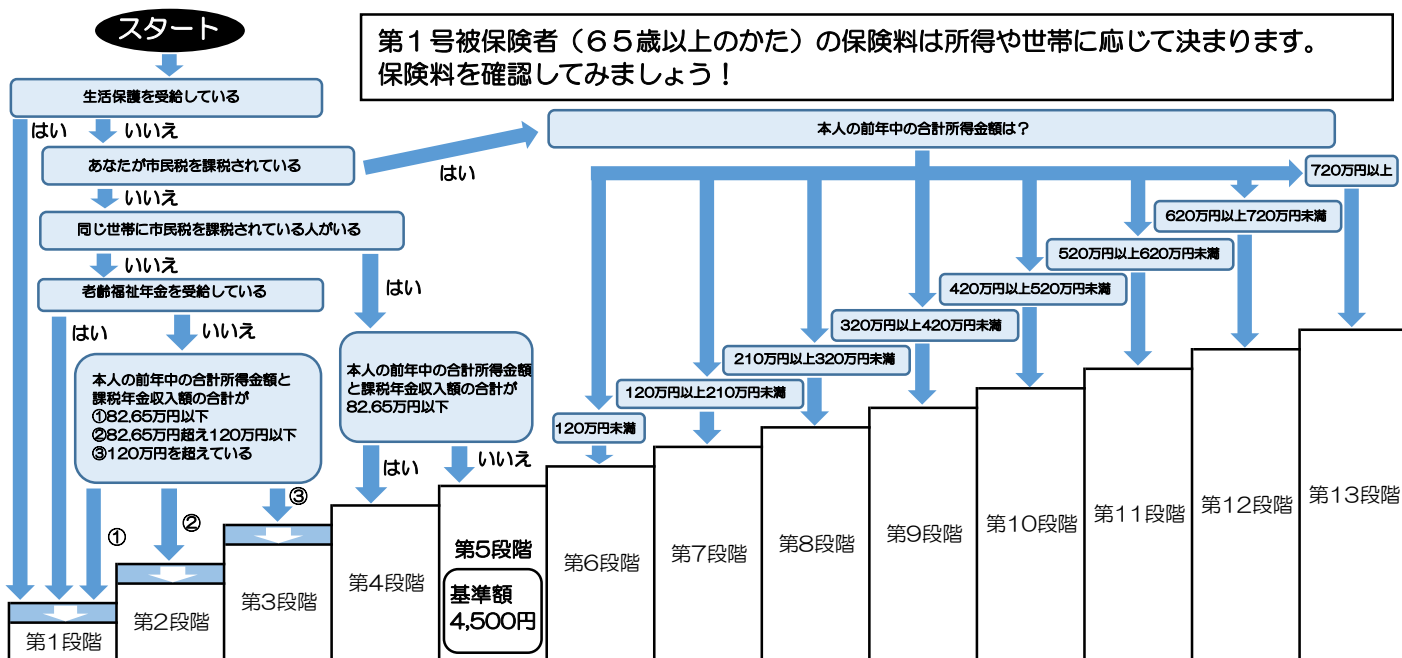
介護保険料は、介護保険事業計画に基づき、介護保険事業を健全に運営できるよう設定していますが、平成12年度の制度開始以来、全国的に上昇を続けており、制度維持のためには全てのかたが確実に負担できる額にすることが必要です。

第9期介護保険事業計画における介護保険料は、今後の介護給付費の増加を見据え、1号保険者間での所得再分配機能を強化するために、標準段階を9段階から13段階へ多段階化し、標準乗率の調整を図ることとしました。

また、市民のみなさんの負担を少しでも軽減できるよう、基金を充当し、基準額（月額）を第8期計画の4,700円から、4,500円に減額改定を行いました。

加えて、第1段階から第3段階のかたを対象とした、国の低所得者対策に伴う介護保険料の軽減強化につきましては、令和8年度においても、公費を投入し、負担軽減を図ります。

第1号被保険者（65歳以上のかた）の保険料は所得や世帯に応じて決まります。保険料を確認してみましょう！



介護保険料の納め忘れに
ご注意ください！

介護保険料を滞納していると、**滞納した期間に応じてサービスを利用した場合の給付に制限がかかります。**介護が必要になったときに、安心してサービスの利用ができるように介護保険料を納付しましょう。納付が難しい場合は保険料の分納対応や減免などを受けられる場合もありますので、ご相談ください。

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支えあう制度です。「介護保険料」は介護保険制度を健全に運営するための大切な財源となります。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】
芦別市役所
介護高齢課介護保険係（市役所別館）
電話番号：0124-27-7367

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
保険料率	0.455 ↓ 0.285	0.685 ↓ 0.485	0.69 ↓ 0.685	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.90	2.10	2.30	2.40
対象者	本人が市民税非課税					本人が市民税課税							
	世帯全員が市民税非課税			同世帯に市民税課税者がいる									
	●生活保護受給者 ●高齢年金受給者 ●本人の前年中の課税年金収入額と合計所得の合計が82.65万円以下	●本人の前年中の課税年金収入額と合計所得の合計が82.65万円を超え120万円以下	●本人の前年中の課税年金収入額と合計所得の合計が120万円を超える	●本人の前年中の課税年金収入額と合計所得の合計が82.65万円以下	●本人の前年中の課税年金収入額と合計所得の合計が82.65万円を超える	●本人の前年中の合計所得金額が120万円未満	●本人の前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満	●本人の前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満	●本人の前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満	●本人の前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満	●本人の前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満	●本人の前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満	●本人の前年中の合計所得金額が720万円以上
月額(基準額×保険料率)	2,047円 ↓ 1,282円	3,082円 ↓ 2,182円	3,105円 ↓ 3,082円	4,050円	4,500円	5,400円	5,850円	6,750円	7,650円	8,550円	9,450円	10,350円	10,800円
年額	24,570円 ↓ 15,390円	36,990円 ↓ 26,190円	37,260円 ↓ 36,990円	48,600円	54,000円	64,800円	70,200円	81,000円	91,800円	102,600円	113,400円	124,200円	129,600円

介護保険料の納めかた

保険料の納めかたには①特別徴収（年金天引）と②普通徴収（納付書・口座振替）の2通りがありますが、法律により定められているため、納めかたを選択することはできません。

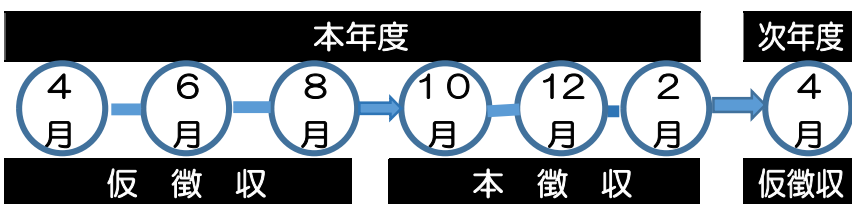
① 特別徴収（年金天引き）

【対象となるかた】

年金の年額が18万円（月額1万5千円）以上のかた

【納付方法】

介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。



※ 4月と6月は2月と同額になります。

※ 世帯全員の市民税課税状況と本人の課税年金収入額及び合計所得金額をもとに保険料を確定し、7月上旬に通知書を送付します。確定した保険料額から4月・6月分を差し引いて、残り4回で割り振り、端数が出た場合は10月保険料で調整します。

① こんな時は一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で介護保険料が増額または減額になった。
- 年度途中で65歳になった。
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった。
- 年金が一時差し止めになった など

② 普通徴収（納付書・口座振替）

【対象となるかた】

- ・ 特別徴収の対象にならないかた（年金の年額が18万円未満）
- ・ 年金の現況届の未提出等で年金が停止し保険料が天引きできなかった時や年金が担保になっている時等は普通徴収になります。

【納付方法】

納付書または口座振替により7月から翌年2月までの計8回で納付します。

保険料の納付は 口座振替が おすすめです！

介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を持って、口座振替（引落し）をしたい口座がある金融機関・郵便局の窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。



- ※ 納付書の裏面に記載の金融機関であればご利用できます。
- ※ 口座の残高をご確認ください。残高不足で引落できない場合があります。

【令和8年度の納期限・口座振替日】

期別	7月 (1期)	8月 (2期)	9月 (3期)	10月 (4期)	11月 (5期)	12月 (6期)	1月 (7期)	2月 (8期)
引落日	7/31	8/31	9/30	10/30	11/30	12/30	1/29	2/26
納期限	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	1/4	2/1	3/1

- ※ 口座振替の手続きをされる日によって、引落日が翌月の納期からになる場合がありますので、引落開始日については、手続きされる金融機関におたずねください。
- ※ 空知商工信用組合は、令和3年4月1日以降、納付書での納付、口座振替はできません。